

お客さま各位

水戸証券株式会社

## 『契約締結前交付書面（C）』新旧対照表

当社では、2023年11月6日付で「契約締結前交付書面（C）」を改訂しましたので、ご案内いたします。

## 〔改訂内容〕

- ・日本証券クリアリング機構（JSCC）における証拠金計算方式の変更。

【下線部分が変更した箇所です。】

新（変更後）	旧（変更前）
<p>国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面</p> <p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて <u>VaR 方式</u>により計算されますので、国債先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p><u>※VaR 方式とは、Value at Risk 方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。</u></p>	<p>国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面</p> <p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> <li>・証拠金の額は、<u>SPAN<sup>®</sup>により</u>、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、国債先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p><u>※ SPAN<sup>®</sup>とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて証拠金額が計算されます。</u></p>
<p><u>国債先物取引のリスクについて</u></p> <p>国債先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、国債先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、国債先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p><u>※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、国債先物オプション取引、商品先物・</u></p>	<p><u>国債先物取引のリスクについて</u></p> <p>国債先物の価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、国債先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、国債先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p><u>※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、国債先物オプション取引及び商品先</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>オプション取引<u>及び金利先物取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、<u>国債先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。</u>また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物取引に関して発生したものでなくても、<u>国債先物取引の建玉が決済される場合もあります。</u>更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</p>	<p>物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、<u>国債先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。</u>また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物取引に関して発生したものでなくても、<u>国債先物取引の建玉が決済される場合もあります。</u>更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</p>
<p><u>&lt;国債先物オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p>※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、<u>国債先物取引、商品先物・オプション取引及び金利先物取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、<u>国債先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。</u>また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物オプション取引に関して発生したものでなくても、<u>国債先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。</u>更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</p>	<p><u>&lt;国債先物オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p>※ 大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で国債先物オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、有価証券オプション取引、<u>国債先物取引及び商品先物・オプション取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、<u>国債先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。</u>また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが国債先物オプション取引に関して発生したものでなくても、<u>国債先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。</u>更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</p>
<p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託をしなければなりません。</p>	<p>3. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託をしなければなりません。</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託をしなければなりません。</p> <p><b>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</b></p> <p>○ <u>総額の不足額</u></p> <p><u>受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</u></p> <p>○ <u>現金不足額</u></p> <p><u>証拠金として差し入れ又は預託をしている金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</u></p> <p>a <u>証拠金所要額</u></p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p><b>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、<u>金利先物取引</u>、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</b></p> <p>① <u>想定損失相当額</u></p> <p><u>想定損失相当額</u>は、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額です。</p> <p>②～③（現行どおり）</p> <p>b（現行どおり）</p>	<p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託をしなければなりません。</p> <p><b>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</b></p> <p>○ <u>総額の不足額</u></p> <p><u>受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</u></p> <p>○ <u>現金不足額</u></p> <p><u>証拠金として差し入れ又は預託をしている金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</u></p> <p>a <u>証拠金所要額</u></p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p><b>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</b></p> <p>① <u>SPAN証拠金額</u></p> <p><u>SPAN証拠金額</u>は、先物・オプション取引の建玉についてSPAN<sup>®</sup>により計算した証拠金額です。</p> <p>②～③（省略）</p> <p>b（省略）</p>
<p><u>指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面</u></p> <p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて <u>VaR 方式により</u>計算されますので、指数先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p><b>* <u>VaR 方式とは、Value at Risk 方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算す</u></b></p>	<p><u>指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面</u></p> <p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省略）</li> <li>・（省略）</li> <li>・証拠金の額は、<u>SPAN<sup>®</sup>により</u>、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、指数先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p><b>* <u>SPAN<sup>®</sup>とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリス</u></b></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>る方法です。</u></p>	<p><u>クに応じて証拠金額が計算されます。</u></p>
<p><u>指数先物取引のリスクについて</u></p> <p>指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、<u>国債先物・オプション取引及び金利先物取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>	<p><u>指数先物取引のリスクについて</u></p> <p>指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引<u>及び</u>国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>
<p><u>&lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、<u>国債先物・オプション取引及び金利先物取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証</u></p>	<p><u>&lt;指数オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引<u>及び</u>国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>	<p><u>証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>
<p><b>3. 証拠金について</b></p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p> <p>○ <u>総額の不足額</u></p> <p><u>受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</u></p> <p>○ <u>現金不足額</u></p> <p><u>証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</u></p> <p>a <u>証拠金所要額</u></p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、<u>金利先物取引</u>、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</p> <p>① <u>想定損失相当額</u></p> <p><u>想定損失相当額</u>は、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の</p>	<p><b>3. 証拠金について</b></p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</p> <p>○ <u>総額の不足額</u></p> <p><u>受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</u></p> <p>○ <u>現金不足額</u></p> <p><u>証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</u></p> <p>a <u>証拠金所要額</u></p> <p>同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</p> <p>① <u>SPAN証拠金額</u></p> <p><u>SPAN証拠金額</u>は、先物・オプション取引の建玉について、<u>SPAN<sup>®</sup></u>により計算した<u>証拠金額</u>で</p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額</u>です。</p> <p>②～③（現行どおり） b（現行どおり）</p>	<p>す。</p> <p>②～③（省 略） b（省 略）</p>
<p>有価証券オプション取引の契約締結前交付書面</p>	<p>有価証券オプション取引の契約締結前交付書面</p>
<p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> <li>・ 証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて <u>VaR 方式により</u> 計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p>※ <u>VaR 方式とは、Value at Risk 方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。</u></p>	<p><u>証拠金について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> <li>・ 証拠金の額は、<u>SPAN<sup>®</sup>により</u>、先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて計算されますので、有価証券オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。</li> </ul> <p>※ <u>SPAN<sup>®</sup>とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。先物・オプション取引全体の建玉から生ずるリスクに応じて証拠金額が計算されます。</u></p>
<p><u>&lt;有価証券オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行どおり）</li> <li>・（現行どおり）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で有価証券オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、商品先物・オプション取引、<u>国債先物・オプション取引及び金利先物取引</u>）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、有価証券オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが有価証券オプション取引に関して発生したものでなくても、有価証券オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>	<p><u>&lt;有価証券オプションの売方特有のリスク&gt;</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（省 略）</li> <li>・（省 略）</li> </ul> <p>※ <u>大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で有価証券オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物・オプション取引、商品先物・オプション取引<u>及び</u>国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、有価証券オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが有価証券オプション取引に関して発生したものでなくても、有価証券オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。</u></p>

新（変更後）	旧（変更前）
<p><b>4. 証拠金について</b></p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p><b>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</b></p> <p>○ <u>総額の不足額</u> 受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</p> <p>○ <u>現金不足額</u> 証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</p> <p>a <u>証拠金所要額</u> 同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p><b>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、<u>金利先物取引</u>、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</b></p> <p>① <b><u>想定損失相当額</u></b> <u>想定損失相当額</u>は、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の<u>価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額</u>です。</p>	<p><b>4. 証拠金について</b></p> <p>(1) 証拠金の差入れ又は預託</p> <p>証拠金は、次のように算出された<u>総額の不足額</u>又は<u>現金の不足額</u>のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p>なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。</p> <p><b>*先物・オプション取引口座ごとに計算します。</b></p> <p>○ <u>総額の不足額</u> 受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額</p> <p>○ <u>現金不足額</u> 証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額</p> <p>a <u>証拠金所要額</u> 同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。</p> <p><b>*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。</b></p> <p>① <b><u>SPAN証拠金額</u></b> <u>SPAN証拠金額</u>は、先物・オプション取引の建玉について<u>SPAN<sup>®</sup>により計算した証拠金額</u>です。</p>

以 上